

盗難事件多発中! 防犯対策を再確認しましょう!

4月～5月頃にかけて様々な盗難事件が発生しています。

- ・各家庭で保管している車のタイヤ盗難
- ・空き家を狙った空き巣事件
- ・企業で使用する工具・機器を狙った盗難事件
- ・コンビニ等での万引き事件

等が発生しています。



各家庭や企業の方々は、今一度、セキュリティが充分であるのか**防犯の4原則(光・音・時間・地域の目)**を元に確認してみましょう。

警察官たちも、地域の警戒をしますが、どうしても目が届きにくい場所があります。

そんな場所は「**地域の目**」を光らせて下さい。

普段、地元の人以外が立ち入ることのない生活道路に見覚えのない人がいるなど、「地域の目」を警察官は、頼りにしています。

不審なことや人、犯罪を目撃した場合は110番通報で知らせてください。

110番通報時には、**日時や場所、特徴**(例:車ならば車種社名色ナンバー、人ならば年齢身長服装)等覚えていることを伝えて下さい!

不審な人や犯罪に関与している可能性のある人に直接声をかける必要はありません。

内津駐在所だより



不法就労・不法滞在防止にご協力を!

不法残留等の不法滞在者に対し不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。



～ 事業主のみなさんへお願い ～

採用センター直通電話

052-961-1479

採用ホームページ



◇ 外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、**旅券、在留カード、就労資格証明書**(希望する外国人に交付される。)等を**コピーではなく実物**で在留資格、在留期間を確認してください。

◇ 留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

◇ 在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。不明な点がある場合は、最寄りの警察署又は名古屋出入国在留管理局に問い合わせ確認してください。

